

# werea pilates 会員規約

## 第1条(名称)

本施設は「werea pilates」(以下「当施設」という)と称します。

## 第2条(運営・管理)

当施設は有限会社遠山商事(以下「当社」という)が運営・管理の主体となります。  
当社は必要に応じて運営管理業務の全部または一部を第三者へ委託できるものとします。

## 第3条(目的)

当施設は、マシンピラティスおよび関連プログラムを通じ、会員の心身の健康の維持・増進を図ることを目的とします。  
当施設は医療行為を提供するものではありません。

## 第4条(会員制)

- 当施設の利用は会員制とします。
- 入会希望者は、本規約に基づく入会契約を当社と締結するものとします。WEB申込みおよび初期費用の決済完了をもって契約成立とします。
- 本規約および入会契約は、会員として在籍する期間(退会後も本規約が定める範囲)において有効とします。
- 会員は入会時に当社の定める会員種別を選択し、その利用範囲に応じて施設を利用できます。
- 当社は会員種別およびその内容を変更または廃止できるものとします。

## 第5条(会員証・認証)

- 当施設は会員に対し、デジタル会員証(QRコード等)を発行します。
- 会員は利用時に当該認証を行うものとします。

3. 会員証は本人のみ使用可能とし、第三者への貸与・譲渡を禁止します。

## 第6条(施設利用)

1. 会員は契約種別の範囲内で施設を利用できます。
2. レッスンとは原則予約制とし、当社指定のWEBシステムにより予約・キャンセルを行います。
3. 種別外利用には別途料金が発生します。

## 第7条(レッスンのキャンセルおよび遅刻)

会員は、予約したレッスンのキャンセルまたは変更を行う場合、当社が指定するWEBシステムを通じて手続きを行うものとします。

1. レッスン開始24時間前までのキャンセルは無料とします。
2. レッスン開始24時間前以降のキャンセルおよび無断キャンセルについては、当該レッスン1回分を消化扱いまたは当社が定めるキャンセル料を請求するものとします。
3. 前項のキャンセル料は、月会費と合算して請求または当社が指定する方法により支払うものとします。
4. 会員がレッスン開始時刻に遅刻した場合、参加をお断りすることがあります。この場合も当該レッスンは消化扱いとします。
5. 前各項の規定は、体験利用、都度利用およびイベント等にも適用されるものとします。

## 第8条(入会資格)

次の各号すべてを満たす方とします。

1. 本規約および諸規則を遵守できる方
2. 満16歳以上(未成年は保護者同意)
3. 医師から運動を禁止されていない方
4. 心疾患、重度の脊椎疾患、感染症等、運動に重大な支障がない方
5. 反社会的勢力に該当しない方
6. 当社審査により適当と認められた方

7. 当施設は女性専用施設のため、会員は女性の方に限ります。

※虚偽申告が判明した場合、契約を解除できるものとします。

※当社は、性別の取扱いについては法令および社会通念を踏まえ、  
個別事情に応じて合理的に判断するものとします。

## 第9条(入会手続)

WEB申込み、規約同意、初期費用決済完了をもって入会成立とします。

## 第10条(入会金・諸会費)

1. 入会金、月会費、オプション料、レンタル料、レッスン料、各種手数料等(以下「諸会費」)は当社が定めます。
2. 月会費はクレジットカードによる継続課金とし、退会完了まで自動更新されます。
3. システム管理料は年額制とし、毎年自動更新されます。途中解約による返金はありません。
4. 一旦納入された諸会費は、法令に基づく場合を除き、理由の如何を問わず返金いたしません。

## 第11条(諸会費の決済)

1. 会員は所定の方法により諸会費を支払うものとします。
2. 利用の有無にかかわらず、在籍中は支払義務を負います。
3. 決済不能または未払いが継続した場合、当社は会員への事前通知なく、施設利用の停止、予約の制限、契約の解除等の措置を講じることができるものとします。

## 第12条(会員種別変更)

1. 利用開始月から2カ月後に変更可能。
2. 毎月1日～15日申請で翌月変更、16日以降は翌々月変更。

## 第13条(休会)

1. 利用開始2カ月後より申請可能。
2. 1日～15日申請で翌月休会。
3. 休会中は当社所定の休会費を支払います。
4. 復会月の会費は満額発生します。

## 第14条(退会)

1. 在籍条件満了後退会可能。
2. 1日～15日申請で当月末退会。
3. 在籍条件期間満了前に退会する場合、会員は当社が定める違約金として6,600円(税込)を支払うものとします。

また、入会後に年間契約へ切替を行い、入会金のキャッシュバックを受けた場合において、当該契約期間満了前に退会する場合は、前項の違約金に加え、キャッシュバック相当額(入会金5,500円(税込))を違約金として支払うものとします。

4. 日割返金なし。
5. 未納金完納後に退会成立。
6. 妊娠・傷病時は診断書提出により例外対応可。
7. 解約手続きは当社所定の方法により行い、期日を過ぎた場合は翌月以降の退会扱いとなります。

## 第15条(キャンペーンおよびキャッシュバック)

当社は、期間限定または条件付きで入会金のキャッシュバックその他のキャンペーンを実施する場合があります。

入会後に当社が定める条件(年間契約への切替等)を満たした場合に限り、入会金の全部または一部をキャッシュバックすることがあります。

キャッシュバックの適用条件、金額、適用時期および方法は、別途当社が定める内容に従うものとします。

条件未達成または途中解約の場合は、キャッシュバックの対象外とします。

## 第16条(会費の返金)

原則返金しません。ただし前条6項に定める場合を除きます。

## 第17条(相互利用)

契約プランに応じ他店舗利用可能。条件は別途定めます。

## 第18条(所属店舗変更・移籍)

主利用店舗が変更された場合、通知のうえ所属店舗を変更できるものとします。

---

## 第19条(体験利用・都度利用)

1. 当社は、会員以外の者(以下「都度利用者」という)に対し、当社が別途定める条件を満たす場合に限り、体験利用または都度利用を認めることがあります。
  2. 都度利用の条件
    - (1) 当社が定める利用料を事前に支払うこと
    - (2) 本規約および健康同意事項に同意すること
    - (3) 当社が指定する利用範囲・時間・レッスン内容の制限内で利用すること
    - (4) インストラクターの指示に従うこと
  3. 都度利用は予約制とし、当社が管理・運営するWEBシステムを通じて申込みを行うものとします。
  4. 支払済み利用料は、利用者都合によるキャンセル、不参加、遅刻その他いかなる理由があっても返還しません。ただし当社都合による中止の場合を除きます。
  5. 都度利用者にも、本規約に定める遵守義務、禁止事項、損害賠償責任および免責条項を適用します。
- 

## 第20条(会員資格の喪失)

会員は、退会、除名、死亡、失踪宣告その他当社が相当と認める事由が生じた場合に資格を喪失します。

資格喪失時に当施設から貸与物がある場合は速やかに返還するものとします。

---

## 第21条(資格停止・除名)

会員が次の各号に該当する場合、当社は事前通知なく利用停止または除名できるものとします。

- ・会費等を2か月以上滞納した場合
- ・本規約または館内規則に違反した場合
- ・スタジオ内での危険行為またはマシンの不適切使用
- ・インストラクターの指示に従わない行為
- ・レッスン進行を妨害する行為
- ・虚偽申告が判明した場合
- ・反社会的勢力に関与した場合
- ・その他当社が会員として不適切と判断した場合

除名後も未納金の支払義務は免れません。

---

## 第22条(変更事項の届出)

会員は登録情報に変更があった場合、速やかにWEBシステム上で変更手続きを行うものとします。

未届出により生じた不利益について当社は責任を負いません。

---

## 第23条(個人情報保護)

1. 当社は会員の個人情報をプライバシーポリシーに従い適切に管理します。
  2. 会員は提供情報の正確性を保証するものとします。
  3. 不正確な情報に起因する損害について当社は責任を負いません。
- 

## 第24条(資格の譲渡禁止)

会員資格は第三者に譲渡、貸与、相続することはできません。

---

## 第25条(規則遵守)

会員は本規約、館内掲示事項およびインストラクター・スタッフの指示を遵守するものとします。マシン利用時は必ずインストラクターの指導に従うものとします。

---

## 第26条(禁止行為)

会員は次の行為をしてはなりません。

- ・無断撮影、録音
  - ・インストラクター以外による指導行為
  - ・スタジオ内での営業活動
  - ・マシンの無断調整・誤使用
  - ・他会員への威圧、迷惑行為
  - ・レッスン中の危険行為
  - ・危険物の持込み
  - ・当施設の秩序を乱す行為
  - ・その他当社が不適切と判断する行為
- 

## 第27条(健康管理および免責)

1. 会員は、自己の健康状態を十分に理解し、自己の責任においてレッスンへ参加するものとします。
2. 会員は、既往歴、妊娠、持病、服薬状況、体調不良その他運動に影響を及ぼす可能性のある事項について、事前に当社へ正確に申告する義務を負います。
3. 会員が前項の申告を怠った場合、または虚偽の申告を行った場合、それに起因して発生した事故、傷害、体調悪化その他一切の損害について、当社は責任を負いません。
4. レッスン中に体調の異変、痛み、違和感等を感じた場合、会員は直ちに運動を中止し、インストラクターへ申告するものとします。
5. 会員は、インストラクターの指導および安全管理上の指示に従う義務を負います。
6. 当施設内で発生した怪我、体調不良、盗難、紛失その他の事故については、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。

7. 当施設は医療機関ではなく、医学的診断、治療、リハビリテーションその他医療行為を目的とするものではありません。
  8. 会員は自己の責任において保険等に参加するものとします。
- 

## 第28条(損害賠償責任)

会員の故意または過失により当施設、他会員またはインストラクターに損害を与えた場合、当該会員は賠償責任を負うものとします。

---

## 第29条(休業・閉鎖)

天災、行政指導、設備故障、経営上の判断その他やむを得ない事由により、当施設を休業または閉鎖することがあります。

施設の恒久的閉鎖の場合の返金等の取扱いは、法令に基づき当社が合理的に定めるものとします。

---

## 第30条(営業時間)

営業時間は当社が別途定めるものとします。  
レッスンスケジュールは変更される場合があります。

---

## 第31条(利用制限)

次の場合、利用を制限します。

- ・飲酒状態
  - ・感染症の疑い
  - ・医師から運動禁止を受けている場合
  - ・妊娠初期等で安全確保困難と判断した場合
  - ・その他当社が安全上不適切と判断した場合
- 

## 第32条(会費・運営変更)

1. 社会情勢等により会費・諸費用を改定できるものとします。
  2. 運営システム(予約・決済システム等)を変更する場合があります。
  3. 事前に合理的な期間をもって告知することにより効力を生じるものとします。
- 

### 第33条(規約の改定)

1. 当社は、法令改正、社会情勢の変化、サービス内容の変更、システム変更その他合理的な理由がある場合、本規約および諸規則を改定できるものとします。
  2. 規約を改定する場合、当社は当施設WEBサイトへの掲載、会員マイページへの表示、電子メール配信その他当社が適当と認める方法により事前に告知します。
  3. 改定後の規約は、告知時に定めた適用開始日より効力を生じ、以後すべての会員に適用されるものとします。
  4. 会員が改定後も施設を利用した場合、改定内容に同意したものとみなします。
- 

### 第34条(運営システムの変更)

1. 当社は、予約システム、決済システム、会員管理システムその他運営に関わるシステムを、事前告知のうえ変更できるものとします。
  2. システム変更に伴い、利用方法、予約方法、決済方法、通知方法等が変更される場合があります。
  3. システム障害、通信障害、サーバーダウンその他当社の責によらない事由によりサービス提供が一時的に停止した場合、当社は重大な過失がある場合を除き責任を負いません。
- 

### 第35条(協議および分離可能性)

1. 本規約に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、当社および会員は誠意をもって協議し解決を図るものとします。
  2. 本規約の一部が法令により無効または執行不能と判断された場合でも、その他の条項は引き続き有効に存続するものとします。
- 

## 第36条(細則)

本規約に定めのない事項および業務遂行上必要な細則は、当社が別途定めることができるものとします。

当該細則は、当施設内掲示、WEBサイト掲載、会員マイページ表示その他当社が適当と認める方法により告知することで効力を生じます。

---

## 第37条(準拠法)

本規約は日本法に準拠します。

---

## 第38条(合意管轄)

本規約または当施設の利用に関連して生じた紛争については、前橋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

---

## 附則

本規約は2026年3月24日より施行します。